

令和7年8月5日

土壌改良資材施用農家 様

近江八幡市農業再生協議会
会 長 西 村 恵

令和7年度経営所得安定対策産地交付金の
「土壌改良資材施用助成」に係る施用報告書等の提出について

平素は、当協議会運営に格別のご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記「土壌改良資材施用助成」につきまして、取組み要件を満たされた方は、下記のとおり書類提出いただきますようお願いいたします。

なお、今年度につきましても、令和7年産麦または大豆(白・黒)を対象作物とさせていただきますので、よろしくお願いします。(ほ場の重複はできません)

記

1. 提出場所 近江八幡市農業再生協議会またはJA営農振興センター
2. 提出期限 令和7年8月29日(金) 期限厳守
3. 提出書類 別紙「土壌改良資材施用報告書」、資材購入伝票等の写し
JAで資材購入された場合も、伝票等の写し必要

■取組み要件等

該当圃場に対して、土壌改良資材10a当たり基準施用量の8割施用を満たすこと。
生産性向上のため、排水対策および土づくりを合わせて実施すること。

令和7年産作物のために購入された土壌改良資材が対象。
前年以前の使い残した資材は対象外。

- Excelでの様式をご利用の方は、JAグリーン近江のホームページのお知らせ欄「近江八幡市農業再生協議会事務局」よりダウンロードしてください。